

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（傍線部分は改正部分）

別添

改正案					現行				
別紙3 無線従事者関係審査基準					別紙3 無線従事者関係審査基準				
2 無線従事者養成課程					2 無線従事者養成課程				
別表2-(1) (2の(9)関係)					別表2-(1) (2の(9)関係)				
養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考	養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3</u> <u>第二級海上特殊無線技士の養成課程</u>	<u>第三級海上特殊無線技士の資格を有する者又はその資格の国家試験に合格若しくは養成課程を修了した者</u>	無線工学 法規	<u>2時間以内</u> <u>4時間以内</u>	注	<u>3</u> <u>第三級海上特殊無線技士の養成課程</u>	<u>レーダー級海上特殊無線技士の資格を有する者又はその資格の国家試験に合格若しくは養成課程を修了した者</u>	無線工学 法規	<u>1時間以内</u> <u>1時間以内</u>	注
<u>4</u> <u>第三級海上特殊無線技士の養成課程</u>	<u>レーダー級海上特殊無線技士の資格を有する者又はその資格の国家試験に合格若しくは養成課程を修了した者</u>	無線工学 法規	<u>1時間以内</u> <u>1時間以内</u>	注	4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5</u> (略)					<u>5</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>6</u> (略)					<u>6</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>7</u> (略)					<u>7</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>8</u> (略)					<u>8</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u> (略)					<u>9</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>10</u> (略)					<u>10</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)